

No.7

2018

7/21



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本

八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 乗務員勤務制度の見直しに対する 八王子地本基本要要求を本部に提出！！

乗務員勤務制度の見直しについての八王子地本基本要要求

2018年7月20日

1. 乗務員勤務制度見直しを実施するにあたっては、乗務労働の特殊性を堅持するとともに安全レベルが向上する制度とすること。
2. 乗務員勤務制度見直しを実施するにあたっては、各乗務員区の標準数の見直し（乗務員および指導担当者の増配置）を行ったうえで実施すること。
3. 支社企画部門の社員が乗務を行うことは、鉄道安全レベルの低下を招くことから実施を見送ること。
4. 指導担当者は、安全・異常時対応、乗務員指導に関して重要な役割を担っており、本線乗務の拡大は行わないこと。
5. 定期列車の乗務及び当直業務の指定を行う当務主務の指定については、安全性の向上につながらないことから、実施しないこと。
6. 拘束時間の拡大に伴い乗務員への過度な負担が生じることのないように、乗務効率のみを追求せずに乗務員勤務制度の趣旨に則り行路作成を実施すること。
7. 拘束時間拡大に伴い、泊まり勤務の翌日行路指定にあたっては食事を目的とした乗務の中断時間を必ず指定すること。
8. 拘束時間拡大に伴い、稠密線区における行先地での乗務の中断の時間を、それぞれ10分延長すること。
9. 拘束時間拡大に伴い、睡眠を目的とした行先地での乗務の中断の時間については、到着点呼と起床点呼を算出時刻とすること。
10. 行先地手当の廃止に対しては、乗務労働の特殊性に踏まえて拘束時間を労働時間として手当支給としたものであることからその趣旨に踏まえた「乗務手当」（仮称）という手当を新設し支給を行うこと。
11. 育児・介護勤務の対象者について、以下のように適用範囲を拡大すること。  
対象者の「3歳に達しない子と同居し、養育する者」との定めを、「小学校3年生までの子と同居し、養育する者」へと拡大すること。また、「3歳以上かつ小学校3年生までの子と同居し、養育する者のうち～」の定めを、「小学校3年生かつ小学校6年生までの子と同居し、養育する者のうち～」へと拡大すること。
12. 育児・介護勤務A適用者が行路選択制にて短時間行路を乗務する場合の勤務指定については、タブレットを活用した個人対応ではなく、全体化できる環境を整えたいうえで公正・公平に実施すること。
13. 育児・介護勤務A適用者の短時間行路は、昼間帯の設定を増やすこと。
14. 育児・介護勤務の働き方の多様性をより効果的に活用できるように、地区ごとに事業者内保育所を設置すること。
15. 働きやすい環境を整備するために各区所の設備（食事およびリラクセスができるスペース、トイレ等）の充実を図ること。
16. 今施策の実施にあたっては、本人の希望を十分配慮したうえで実施すること。

**乗務労働の特殊性を堅持し、人間労働を守り抜き  
安全で安心して働ける職場を創り出すために  
基本要要求を分会の声を基に実現させよう！！**